平成２７年（フ）第６１３号
熊本市南区田迎３丁目１番５－107号　サザンクロス
破産者　合資会社菓子の末広
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４２号
釧路市星が浦大通５丁目６番８号
破産者　有限会社クラブ工芸社
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７３号
青森県上北郡六戸町大字下吉田字米沢54番地２
破産者　有限会社おいらせ産業
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１１６号
東京都町田市金井町2406番地３シャンテ玉川105
破産者　徳永　照幸
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３６２号
東京都あきる野市五日市1031番地
破産者　西野真理子
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３８１号
東京都あきる野市草花3255番地草花スカイハイツ201号
破産者　田野倉雅史
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２５号
静岡県御殿場市新橋1800番地の３
破産者　有限会社ｍｉｅ
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
静岡県富士宮市内房3895番地の８
破産者　有限会社深澤フーズ
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第７０号
三重県いなべ市大安町大井田2263番地　メゾンシグナス大安Ⅱ206号、住民票上の住所三重県志摩市大王町船越1039番地６
破産者　奥井　　哲
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
三重県伊勢市竹ケ鼻町字潮満361番地３
破産者　有限会社エーゼット
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
三重県鳥羽市鳥羽２丁目７番40号
破産者　有限会社美空
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
三重県度会郡玉城町日向59番地９
破産者　櫻田　　穣
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第９５０号
滋賀県大津市松本１丁目１番１号第５林ビル１Ｆ
破産者　有限会社ＪＥＴ　ＳＥＴ
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
島根県浜田市殿町54番地11
破産者　外浦　順子
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第９号
島根県浜田市殿町54番地11
破産者　外浦　洋生
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第４号
愛媛県宇和島市夏目町１丁目４番25号
破産者　児島　伸夫
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３１２号
鹿児島県日置市伊集院町飯牟礼3232番地３
破産者　宮﨑　公助
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
盛岡市夕顔瀬町２番19号　フラッツ夕顔瀬202号、旧住所盛岡市南大通１丁目５番５号３階
破産者　武田　榮喜
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５８５号
札幌市手稲区前田１条７丁目２番24号ハイツ田口101号、申立時の住所札幌市手稲区星置南１丁目４番８号
破産者　柿崎　晴彦
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３５号
札幌市中央区北３条西22丁目２番16－401号、開始決定時の住所福島県福島市飯坂町字西堀切22　有限会社伊勢屋内
破産者　及川　祐世
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部